

# 令和4年度ミュージアムツーリズム事業の業務委託に係るプロポーザル実施要領

## 1 目的

2020年5月に施行された「文化観光推進法」に基づき、博物館や美術館といった文化施設を拠点とした誘客拡大を図るため、「兼六園周辺文化の森」が有する豊富な文化資源を活用した体験型コンテンツを旅行会社とともに造成し、旅行商品化を目指す。

## 2 委託業務概要

- (1) 業務名 令和4年度ミュージアムツーリズム事業
- (2) 業務内容 令和4年度ミュージアムツーリズム事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (4) 委託金額 3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とし、委託業務の内容の実施に係る全ての費用を含む。

## 3 参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、当該業務委託契約の締結の日において、令和4年度の競争入札参加資格を有すると認められた者であること。（県の指名停止の措置を受けている者を除く）。
- (3) 旅行業法の登録を受けている第1種または第2種旅行業者及び旅行業者代理業者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において滞納していない者であること。

#### 4 募集方法

県ホームページにプロポーザル実施の案内を掲載する。

#### 5 内容に関する質問受付

- (1) 提出期限 令和4年6月28日(火) 13時まで
- (2) 提出方法 「質問票(様式1)」を以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【質問票提出】ミュージアムツーリズム事業」とすることとし、電子メールの受信後、兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会から受信確認のメールを送付する。  
【宛先】兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会  
bunkanomori@pref.ishikawa.lg.jp
- (3) 回答方法 県ホームページに掲載

#### 6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、以下の要領により関係書類を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めないので注意すること。

- (1) 提出期限 令和4年7月5日(火) 13時まで
- (2) 提出方法 「参加申込書(様式2)」及び「会社概要(様式3)」を以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【参加申込書提出】ミュージアムツーリズム事業」とすることとし、電子メールの受信後、兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会から受信確認のメールを送付する。  
【宛先】兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会  
bunkanomori@pref.ishikawa.lg.jp

#### 7 企画提案書の提出

- (1) 提出書類(基本的にA4サイズとすること)

書類	部数	様式	備考
①企画提案書の提出について	1部	様式4	
②企画提案書	5部※	任意	別紙「企画提案書作成要領」に従って作成すること。
③見積書	5部※	任意	提出時点でできる限り詳細に積算すること。

※②③については、提案者名の記載があるものを1部、提案者名の記載がないものを4部提出すること。提案者名の記載がないものについては、会社名、住所、ロゴマークなど提案者を特定できる表示をしないこと。

## (2) 提出方法

以下の宛先に、電子メール、郵送または持参により提出すること。電子メールでの提出の際は、件名を「【企画提案書提出】ミュージアムツーリズム事業」とすることとし、電子メールの受信後、兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会から受信確認のメールを送付する。

### 【宛先】

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1-1

兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会事務局 担当者宛て

(電子メールの場合) [bunkanomori@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:bunkanomori@pref.ishikawa.lg.jp)

## (3) 提出期限

令和4年7月12日(火) 13時まで (郵送の場合は期限内必着)

## (4) 留意事項

- ア 一提案者が複数案を提出することは認めない。
- イ 本要領及び仕様書に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲内でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ウ 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、全て提案者の負担とする。
- エ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。
- オ 提出後のデータの差し替えや修正は一切認めない。ただし、兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会が認める軽微な訂正等を除く。
- カ 兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会から提供された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

## 8 審査方法

### (1) プレゼンテーション

本業務の企画提案に係るプレゼンテーションは実施しない。

### (2) プロポーザルの審査

#### ア 審査方法

本プロポーザルの審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加申込書、企画提案書等の内容について審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。

## イ 審査基準

審査項目		審査基準
提案内容	理解	業務の目的及び内容を十分に理解した内容か。
	ターゲット	ターゲットを明確にした適当な内容か。
	旅行商品化	実施したツアーの結果を旅行商品に十分に反映させることができる体制であるとともに、具体的な販売計画等を提案しているか。
独自性	独自性	独自の追加提案があるか。
	文化観光	参加者が本県の文化を十分に楽しめる内容か。
活動実績	類似実績の有無	類似のツアーの開催や旅行商品化に関する実績があり、専門的知識、技術、経験を持ち合わせているか。
実現性	実施体制	仕様書を的確に踏まえ、業務を円滑かつ確実に実施できる体制（責任者、人員配置、役割分担等）が構築されているか。
	スケジュール	業務のスケジュールは、具体的かつ無理なく実現可能なものか。
経費積算	妥当性	見積書の内容や算定根拠が明確に示され、提案内容に見合った適切な経費となっているか。

- ウ 参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定する。
- エ 選考結果については、当該企画提案書の提出者全員に速やかに書面により通知する。
- オ 審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。
- カ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。
- ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
  - ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
  - ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## 9 契約締結等

### (1) 仕様書の協議等

選定した受託候補者と兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様の内容は、提案のあった内容を基本とする。

### (2) 契約金額の確定

契約金額は、(1)により確定した仕様に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

### (3) その他

受託候補者と兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会との間で行う協議が整わない場合、又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。

## 10 問い合わせ先

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会事務局 担当 金田

メール [bunkanomori@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:bunkanomori@pref.ishikawa.lg.jp)